

北広島市おためし移住事業実施要綱を次のように定める。

平成26年3月26日

北広島市長 上野正三

北広島市おためし移住事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に移住(市外に住所を有する者が市内に転入(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。)し、当該転入した住所に居住することをいう。以下同じ。)を検討する者に対し市内における生活を体験する機会を提供することにより、本市の魅力ある情報を発信することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) おためし移住事業 本市に移住を検討する者に対し体験住宅を貸し付けることにより市内における生活を体験させる事業をいう。
- (2) 体験住宅 日常生活を営むための家具、電化製品その他の住宅に関する備品を備えた住宅及びその附帯施設並びにこれらの敷地をいう。

(体験住宅)

第3条 おためし移住事業において貸し付ける体験住宅は、市有財産である住宅又は市民等から公募する住宅であって市長が別に定めるものとする。

(参加資格)

第4条 おためし移住事業に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に移住を検討する者
- (2) モニター発信(おためし移住事業に参加した者が当該参加した結果に係る情報を発信することをいう。)をすることができる者
- (3) おためし移住事業の参加に要する費用を支払うことができる者
- (4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でない者
- (5) 第10条各号に掲げる事項を遵守することができる者

(参加申請)

第5条 おためし移住事業に参加しようとする者の代表者は、北広島市おためし移住事業参加申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) おためし移住事業に参加しようとする全ての者の住民票の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(参加決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、おためし移住事業の参加を認めるときは、北広島市おためし移住事業参加決定書(別記第2号様式)を交付するものとする。

2 市長は、第4条に規定するおためし移住事業に参加することができる者であって当該参加を希望するものが、その募集の数を超えるときは、次項に定める優先順位によりおためし移住事業に参加する者を決定するものとする。

3 前項の決定に係る優先順位は、次に掲げる順序による。

(1) 過去におためし移住事業に参加したことがない者

(2) その体験住宅に入居する者の人数が多数である者

4 市長は第2項の決定をする場合において、前項の優先順位によりがたいときは、抽選によりおためし移住事業に参加する者を決定することができる。

(契約)

第7条 おためし移住事業の参加の決定を受けた者(以下「体験者」という。)は、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定による契約を、市長が別に定める契約書(以下「契約書」という。)により市長と締結し、体験住宅の貸付けを受けるものとする。

2 市長は、前項の契約を締結したときは、借地借家法第38条第2項の規定により、契約の更新がないことの説明を、市長が別に定める説明書により行うものとする。

(契約期間)

第8条 体験住宅の貸付けの契約期間は、1か月以上とし、契約書において定めるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。

(利用料)

第9条 体験住宅の貸付けに係る利用料は、体験住宅ごとに1か月を単位として市長が別に定めるものとする。ただし、前条ただし書の規定により、体験住宅の貸付けの契約期間が1か月に満たないときは、1か月を30日として日割計算により算定した額とする。

2 体験住宅の貸付けを受ける者は、前項の利用料(以下「利用料」という。)を、当該貸付けの契約期間1か月ごとに、市長が別に定める期日までに納付しなければならない。

3 利用料は、次に掲げる体験住宅の利用に要する費用を含み、飲食費、日常生活に係る消耗品及び交通費を含まないものとする。

(1) 住宅使用料

(2) 光熱水費(電気料金、ガス料金、灯油の購入に係る代金、水道使用料及び下水道使用料をいう。)

(3) 清掃費

(4) 寝具使用料

- (5) 日本放送協会放送受信料
- (6) インターネット回線使用料
- 4 既に納付した利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 前項ただし書の規定により利用料を還付する場合における還付する利用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 天災、体験者の疾病その他体験者の責めに帰することができない理由により体験住宅を貸し付けることができなくなったとき 既に納付した利用料と当該貸付けを終了した期間に係る利用料との差額の100分の100の額
 - (2) 前号に定めるもののほか、市長が特に認めるとき 市長が決定した額

第10条 体験者は、体験住宅の利用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守及び就寝時に施錠する等体験住宅を善良に管理すること。
- (2) 体験住宅の鍵を紛失したときは、速やかに市長にその旨を報告すること。
- (3) 火気の取扱いに注意するとともに、冬期間にあつては、水道の凍結防止に配慮すること。
- (4) 備付けの備品及び什器類を適切に取り扱うこと。
- (5) 草刈り、通路の除雪等体験住宅内及び体験住宅の周辺を適正に管理すること。
- (6) ごみを決められたルールに従い排出すること。
- (7) 退去する際には、室内の清掃をし、速やかに体験住宅の鍵を市長に返却すること。
- (8) その他体験住宅の利用に関し市長が必要と認める事項
(制限される行為)

第11条 体験者は、体験住宅において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第8号に掲げる行為に該当する場合であつて身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬その他これに相当する動物を飼育するときその他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 体験者以外を同居させること。
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行う会場として体験住宅を利用すること。
- (3) 興行の用に供するために体験住宅を利用すること。
- (4) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為を行う会場として体験住宅を利用すること。
- (6) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 体験住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (8) 犬、猫その他の動物を飼育すること。
- (9) その他体験住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

(明渡し)

第12条 体験者は、体験住宅の貸付けの契約期間が終了したときは、市長と協議の上、通常の利用に伴い生じた体験住宅の損耗を除き、体験住宅を原状に回復して明け渡さなければならない。

2 体験者は、前項の規定により明渡しをするときは、当該明渡しの日をあらかじめ市長に通知しなければならない。

(立入り)

第13条 市長は、体験住宅の防火、構造の保全その他の体験住宅の管理上特に必要があると認めるときは、体験者の承諾を得て、体験住宅内に立ち入ることができるものとする。

(損害賠償)

第14条 体験者は、故意又は過失により体験住宅又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 体験者は、前項に規定する損害が発生したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(事故免責)

第15条 体験住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該体験住宅内又は体験住宅の周辺で発生した事故に対して、市は、その責任を負わないものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企画財政部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。